

大阪府の私立高校生等就学支援推進校(全日制)に進学した場合の貸付限度額※

※国公立高校に進学した場合の貸付限度額は10万円です。

【 私立高校生のみ1人の子どもを扶養する世帯 】

標準授業料:60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円			300,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	200,000円	481,200円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	281,200円	118,800円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【 私立高校生を含んで3人以上の子どもを扶養する世帯(※2) 】

標準授業料:60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円				貸付対象外(※3)	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	481,200円	100,000円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円	381,200円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【 私立高校生を含んで2人の子どもを扶養する世帯(※2) 】

標準授業料:60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円			200,000円	100,000円(※3)	240,000円
保護者負担額	0円			100,000円		
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	381,200円	300,000円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円	181,200円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※1 年取めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものである。

※2 年度末年齢が19歳(高校生は除く)以上の場合、大学等において教育を受けている学生に限ります。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる高校生および大学等の範囲は下記参照)

<高校生>私立高校をはじめ、国の就学支援金の対象となる以下の学校に通う生徒

※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

▽ 国公立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)

▽ 公私立専修学校(高等課程)

▽ 国公立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)

▽ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)

▽ 「調理師法」に基づく調理師養成施設(※)

▽ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)

▽ 「理容師法」に基づく理容師養成施設(※)

▽ 「美容師法」に基づく美容師養成施設(※)

▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)

(※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学等>学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

ただし、国公立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなす

※3 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年取めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯で大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。